

要介護認定等審査資料の情報開示を希望される方へ

(被保険者本人・家族等用)

介護保険の要介護認定等審査資料の情報開示を希望される方は、あらかじめ、このお知らせと、裏面の留意事項をご覧いただき、必要書類をご持参の上、請求手続きを行ってください。

1 開示できる資料

- (1) 認定調査票（調査実施者が特定される部分を除きます）… 4 枚
- (2) 主治医意見書（主治医同意があるものに限り）… 2 枚
- (3) コンピュータによる一次判定結果… 1 枚

※主治医意見書を請求される場合は、主治医に開示の可否について確認をするので、3 週間程度時間がかかります。

2 請求ができる人

- (1) 被保険者本人
- (2) 被保険者の 2 親等内の親族
- (3) 被保険者の成年後見人
- (4) 地域福祉権利擁護事業制度による生活支援員等

3 請求に必要なもの

- (1) 倉敷市介護保険認定審査資料情報開示請求書
- (2) 請求者の印鑑（請求書に押印）
- (3) 請求者の身分証明書又は運転免許証等
- (4) **請求者が被保険者本人以外の場合**

請求者と被保険者の親族関係又は成年後見人等の事実関係を証明できるもの（戸籍謄本等）

4 開示の方法

- (1) 資料の写しの閲覧（認定調査票・一次判定結果のみ）
※即日窓口で確認いただけます。ただし、資料の持ち帰りはできません。
- (2) 資料の写しの交付（請求窓口で行います）…コピー代をご負担願います。
※コピー代は請求される資料 1 枚につき 10 円必要です。
- (3) 資料の写しの郵送…コピー代と郵便切手をご負担願います。
※郵便切手は請求される資料の枚数によって金額が変わりますので、お問合わせください。

5 請求の方法

所定の様式をそろえて、下記の請求窓口に提出してください。郵送も可。

◇ 問い合わせ先・請求窓口 ◇

倉敷市保健福祉局保険部介護保険課 Tel 4 2 6 - 3 3 4 3 Fax 4 2 1 - 4 4 1 7

児島保健福祉センター 国保介護課 Tel 4 7 3 - 1 1 1 4

玉島保健福祉センター 国保介護課 Tel 5 2 2 - 8 1 8 5

水島保健福祉センター 国保介護課 Tel 4 4 6 - 1 1 2 3

(玉島保健福祉センター真備保健福祉課については、請求書・認定審査会資料の受け渡しのみ可)

情報開示請求時の留意事項

倉敷市では、介護保険の要介護認定等審査資料について、個人情報の開示請求権を保障するために、希望される方には認定調査票・主治医意見書などの認定審査資料を開示いたします。これらの資料は、個人情報になりますのでその取り扱いについては十分な配慮が必要になります。情報開示を希望される方は、以下の点にご注意いただき、慎重な取り扱いをお願いします。

《請求の際にご注意いただくこと》

- ① 請求者の本人確認のため、必要書類をそろえていただくこととなりますが、これはあくまでも個人のプライバシーの保護等を目的として行うものですので、ご理解くださるようお願いします。
- ② 主治医意見書の開示には、主治医に対し開示の適否を照会しますのでご了承ください。
- ③ 居宅サービス計画作成又は介護予防サービス計画のための資料提供は、認定調査票及び主治医意見書に限定していますのでご了承ください。

《資料請求時の費用負担》

- ① 情報開示に伴う手数料は無料ですが、コピー代と郵送料は負担していただきます。
- ② 開示資料の交付は写しとしますので、コピー代としてA4サイズ1面につき10円の負担をお願いします。開示資料に添付する納入通知書にて入金してください。
- ③ 郵送で開示資料の提供を希望する場合は、郵送に必要な金額の郵便切手を、必ず開示請求書提出時に添付してください。

《提供までの期間》 原則として30日以内と定めています。

《提供できない情報》 被保険者以外のものに関する個人情報や、主治医意見書について主治医の同意が得られない情報については、開示できませんのでご了承ください。